

平成 19 年度第 9 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 8 月 8 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第9回定例会議事日程

1 日 時 平成19年8月8日(水)午後2時

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第40号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

第2 第41号議案 市立横山中学校改築工事請負契約の締結について

第3 第42号議案 八王子市立文化財保護条例の一部を改正する条例の設定依頼について

4 報告事項

死亡者叙位・叙勲の授章について

八王子市教育委員会

出席委員(4名)

委 員 長	(1番委員)	小田原 榮
委 員	(3番委員)	川 上 剋 美
委 員	(4番委員)	齋 藤 健 児
委 員	(5番委員)	石 川 和 昭

欠席委員(1名)

委 員	(2番委員)	細 野 助 博
-----	--------	---------

教育委員会事務局

教育長(再掲)	石川和昭
学校教育部長	石垣繁雄
学校教育部参事	
指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井良昌
教育総務課長	天野高延
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穂坂敏明

施設整備課長	萩生田 孝
学事課長	野村 みゆき
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野 千 細
指導室統括指導主事	朴 木 一 史
生涯学習スポーツ部長	菊 谷 文 男
生涯学習スポーツ部参事 (図 書 館 担 当)	峯 尾 常 雄
生涯学習総務課長	米 山 満 明
スポーツ振興課長	遠 藤 辰 雄
学習支援課長	牧 野 晴 信
文化財課長	渡 辺 徳 康
生涯学習スポーツ部主幹 (体 育 館 担 当)	福 田 隆 一
施設整備課主査	田 代 修
文化財課主査	鈴 木 裕 子
指導室指導主事	山 下 久 也

事務局職員出席者

教育総務課主査	後 藤 浩 之
教育総務課主任	小 林 順 一
教育総務課主任	星 香 代 子

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第9回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名します。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第40号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第40号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを主査の後藤から御説明いたします。

後藤教育総務課主査 では、第40号議案について御説明させていただきます。

今回のこの改正については、教育職員一人一人の意欲と資質の向上を図るとともに、学校を組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていくことを目的といたしまして、校長、教諭、養護教諭の職務の困難度や職責の度合いの違いによって職を分化いたしまして、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として統括校長を、特に高度の知識また経験を必要とする教諭の職として主任教諭、同じく高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職として主任養護教諭の職を新たに設置できるように規則を改正するものでございます。

具体的改正の内容につきましては「第40号議案関連資料」の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、「6条の2」といたしまして、統括校長を置くことができる規定をいたしました。そして、主任教諭と主任養護教諭を置くことができる規定を「7条の4」ということで規定しております。また、新たに条項を追加したものですから、その追加に伴いまして、次条を第8条ということで、文言整理のほうの改正をしたものでございます。

施行については、平成20年4月1日と考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 ただいま教育総務課の説明は終わりました。本案について御質疑はございますか。

齋藤委員 この件につきましては、以前に御説明を受けたときにはちょっとイメージが浮かばなかったんですね。統括校長というものに対してほとんど適切な意見が言えなかったのですが、きょうまでに間がありましたので、私なりにいろいろと調べたり、いろんな方にお話を聞いたりと、何となくイメージが少しわいてきたんですが、そうすると、何点か聞いておかなければならないなという問題が発生してきたわけです。

まず、いい悪いは別として、この問題は文科省、都教委からの流れの中で、東京都教育委員会が設置することが望ましいと言っているものを受けてきたとは思いますが、これはどうしてもやらなければならないものなのかどうか。市教委独自のものとして必要か必要でないかということを審議するという形で、例えば、八王子市の市教委として、これは要らないということであるならば、どうしても置かなければならないものではないですよ。

天野教育総務課長 東京都の教育委員会のほうで設置して、こういったことの規則改正依頼があったということで、八王子市もこの内容を受けて、必要だということが望ましいということとで設置するものであって、それは市長の判断に任せられる部分があるかと思います。

小田原委員長 市長ですか。

天野教育総務課長 すみません。八王子市の判断です。

小田原委員長 八王子市の判断ですか。

天野教育総務課長 はい。

齋藤委員 八王子市教育委員会でしょう。

天野教育総務課長 市教委です。

小田原委員長 市教委ですね。市長ではないんですね。

天野教育総務課長 市長ではありません。

小田原委員長 ということですが。

齋藤委員 わかりました。確認だったんですが、その中でやはり気になるのは、今の「6条の2」の中でも「委員会が別に定める基準に基づき」というふうにあるわけですが、「別に定める基準」というのが非常に大きいと思うんですね。前にいただいた資料の中では、東京都の教育委員会の資料が載せられていましたけれども、その資料の中では、八王子市は今後その細部についてはいろいろと話し合う必要があるというふうに結ばれているわけですが、ここの「別に定める基準」というものについて触れていないで、ここだけ改正していいものなのでしょうか。

由井学校教育部参事 基準に関しては、都のほうから基準案が出ていますけれども、これから私どもで東京都教育委員会と調整を図りながら決めていく、そういう流れになります。

齋藤委員 ちょっとそこが私はわからないんですが、つまり「細部にわたる別に定める基準」というものが、現在のところ決まっていないわけですね。これから詰めていくわけですね。そういう段階で、この40号議案を改正していいのかどうか。まだ細部が詰まっていないのに頭の部分だけを変えてしまって、細部については未定ですという形で、きょう、この40号議案を審議するのは難しいのではないですか。ここの細部によってずいぶん内容が違ってきませんか。

由井学校教育部参事 細部を一緒に出しながらやっていくのが本来は望ましいと思います。ただ、4月1日から統括校長、主任教諭、主任養護教諭を導入するに当たって、今後、都のほうで人事委員会と話をしてお願ひしていかなければいけないことがある。これは給与等の関係があるかと思いますが、その期日も迫っているということで、初めにこちらの改正のほうをぜひ

ともお願いしたいという依頼があったということでございます。

小田原委員長 論がずれているんですね。東京都の人事委員会にける日時が迫っているから八王子が決めなければいけないという話ではないでしょう。そういう要請があるから八王子が決めるわけではないでしょう。齋藤委員が言っているのは、細部を別に定める基準というものが明確でないのに、こういう規則をつくってしまっているのかと聞いているわけです。それは、法律なり規則をつくる場合には、こういう手順が普通ですということで済む話だと思いますけどね。そこにほかの理由をくっつけちゃうと、違うのではないというふうになりませんか。

由井学校教育部参事 今、ありましたように、まず、規則のほうを改める。「置くことができる」という規則でございます。その中で、基準のほうは、先ほど申し上げたように詰めていかなければいけないことが幾つかございますので、ここですべて基準のほうを決めて、そのまますぐにいくという話でもないところがありますので、そのあたりは都教委との関係で詰めなければいけない部分もありますので、それは今後詰めていって、詳細な基準をつくっていきたいというふうに考えております。

齋藤委員 おっしゃっていることはわかるんですけども、「置くことができる」ということは、この統括校長なりが、4月1日からいきなり誕生する可能性は当然あるわけです。できる規定であるのだから、とりあえず置いておいて、あとは徐々に詰めていこうと。極めて具体的なことを言われていることはわかるんですけども、議案として通すということになると、これを通したということは、4月1日からいきなり統括校長というものが誕生する可能性は当然あるわけですね。

であるならば、私は、細部、つまりどういうふうを選ぶかが大きな問題だと思うんですよ。そのところがはっきり詰まっていない中で、この議案を審議していいのかなというところに大きな疑問がわくんです。

由井学校教育部参事 先ほどもおっしゃられたように、基準については、今後、この教育委員会の場で諮りながら、また都教委との関係でも調整しなければいけない部分もありますので、その中ではっきりしたものをつくり上げていきたいというふうに考えています。

小田原委員長 各条文で「別に定める基準に基づき」といったようなところというのは、ほかにあるんですか。この第6条だけですか。

石垣学校教育部長 法律にしても、市の場合、条例あるいは規則にしましても、細かい点については別に規則あるいは基準、要綱等で定めるという記載は、普通使う手法でございます。

小田原委員長 各条文の中にこういう「別に定める基準に基づき」のような文言が入りますか。そうではなくて、必要な場合には別に定めるというふうなことというのは。

石垣学校教育部長 各条文の中で記載する場合も結構ございます。

小田原委員長 各条文の中に入ることもある。これは普通であると。

石垣学校教育部長 一般の手法でございます。

小田原委員長 手法であると。

石垣学校教育部長 はい。

小田原委員長　例えば「委員会が別に定める基準に基づき」のこのフレーズを削除したらどうなりますか。

石垣学校教育部長　「置くことができる」ということのみで、細かいことがないとするならば、その基準はどうなんだということになって、それはこの規則の中に入たい込まなければいけないということになるかなと思います。

小田原委員長　規則の中でうたわなきゃならない。

石垣学校教育部長　はい。

小田原委員長　その条文は、この管理規則の中には今のところない。

石垣学校教育部長　はい。それは、法律とか条令の中で細かいところまで決めますと、手続的に非常にがんじがらめになってしまいますから。

小田原委員長　それはわかっています。だから、あえて、この第6条の中に入れなくて、ほかの条文の中で処理できるということはないんですか。管理運営規則の第27条「この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。」これではだめなんですか。

石垣学校教育部長　この場合、「統括校長を置くことができる」ということですから、やはりここについての事務的な部分をどういうふうにするかという確かなものというのは、ここに込んだほうがわかりやすいだろうと私は思います。

小田原委員長　そうですか。ということですか。どうですか。

齋藤委員　意見いいですか。

小田原委員長　とりあえず今は質問をお受けしているんですが、意見を含めてということで、どうぞ。

齋藤委員　私は何をこだわっているのかというと、これは「できる規定」ですから現実的に4月1日からいきなりスタートするわけではないと言われていることはわかるんですよ。それはわかった上で私も質問しているんですけども、議案としてここを通すということは、当然、誕生する可能性もあるわけですね。ですから、当然そのことも考えて審議していかなければならないと思うわけですよ。

そうしたときに、以前いただいた資料の中でも、これは小田原委員長などもご質問なされたと思うんですけども、こういう学校に置くことが望ましいのではないかという、基準みたいなものが提示されたではないですか。それもすべて「学校」なんですね。そういう職は、「学校」に置くんだと。それで、素朴な疑問として出てくるんですけども、ある困難な学校にある校長が赴任して統括校長となったけれども、その後、全く問題のない学校に異動したと。こういう場合はどうなるのという、素朴な疑問が出ますよね。だから、「人」に置くのであるならば、この文言ではまずいですよね、「学校」に置くならば、また今後どうしていくのかという細部の内容が必要になってくると思うんです。

それと、今まで教員の職種というのは4つとなっていますよね。主幹にしても、副校長にしても、校長にしても、それぞれ、当然昇任のために自ら手を挙げて試験を受けていくわけですね。ですから、当然そこには正当性がありますし、平等性もあると思うんです。ただ、今回の

統括校長というのは、慎重に考えていかないと、だれが、何をもとに、どうやって任命するのかということになってきたときに、極めて具体的な話になってくると、俺のほうが大変だよと、何であそこの学校のあの校長が統括校長になって、俺のほうはそうではないのと。今のこの状況だと、自ら手を挙げられないわけでしょう。俺はやる気があるから私にやらせてくれと言ってできるルールになっていない。そういう細部のところが決まっていなくて、ちょっと問題があるんじゃないかなと思ったんですよ。それで、質問させていただいています。

ですから、「別に定める基準」というのが大きな問題なんではないかなと思っている。どういう根拠のもと、どうやって統括校長というのを選んでいくのか。そこが明確でない以上、この議案を通しちゃっていいのかなという素朴な疑問なんです。

由井学校教育部参事　今、おっしゃったとおり、統括校長は「人」につけるという意味ではなくて「学校」、具体的には、困難な課題を抱える学校、あるいは重要な取り組みを推進していく学校、そういうところにつけるということだと思います。ですから、異動する際は、同じような学校に統括校長は異動するということになるかと思えます。それについては、市の内申に基づいて東京都教育委員会のほうで任命するという流れでございますので、校長等の意向、あるいは業績評価、そういうものも含めまして考えていくものだというふうに考えております。

齋藤委員　率直な感想としては、ちょっと釈然としないという感じですかね。これでいいのかなというふうに思います。

小田原委員長　その釈然としないところは釈然としないんだけど、もう少しそのもやもやの部分をさらけ出してみたらどういうことになりますか。何が釈然としないんですか。

齋藤委員　個人的な感想を言わせていただきますと、制度そのものはメリットも大きいと思います。これを置くことによって。当然、校長先生の中でも、前向きで、やる気があって、その先生方により頑張ってもらうためには、悪い制度ではないというふうには感じます。ただ、デメリットもあるんじゃないかなと。そこをできる限り細かいところで整理しておかないと、見切り発車的なものを感じるんですね。

小田原委員長　齋藤委員がデメリットだと感じる具体的なことを一つ二つ挙げると、どういうことですか。

齋藤委員　まず、統括校長という職ができることによって、統括校長とそれ以外の校長ということで、格差はもちろん出てくると思うんですが、一般の校長先生が意見を言いにくくなるんじゃないかなというイメージがちょっとあります。つまり、統括校長が発言したときに、何か一般の校長先生が、差で発言が自由に出にくくなるなというイメージがちょっとわく感じがします。そういうのは、ありませんか。

小田原委員長　もしそういうことがあるとしたら、あるほうが問題なんだろうなと思うんですよ。例えば委員長と委員があるわけですから。これは任務として違いがあるわけでしょう。齋藤委員が委員として、委員長が何か言うのと発言を控えますか。

齋藤委員　私は控えません。

小田原委員長　控えませんでしょう。そこは人の問題だと思うんですよ。校長たるものが、後

るに子どもたち、教員、保護者を抱えていて、ある統括校長が何か言ったら普通の校長が発言を控えるのだったら、その子どもたちや教員はたまったものではないですよ。そういう校長は校長になってはいけないんだと僕は思うんです。だから、デメリットというのがあるとすれば、そういう校長にする私たちの責任に帰すのではないかな。それは状況としては起こるだろうと思いますけどね。残念ながら、全部がすぐれた校長だとは思っていませんから。

齋藤委員 今のお話の中でも、もしそうであるならば、よし、私が統括校長になろう、ばりばりやりますよという前向きな校長がいたときに、でも、細部の内容がわからないから、私はなれるんですかと。それがわからないんですよ。つまりどうやって選出するのかわからない。見えてこないから。

由井学校教育部参事 基本的に今までの説明の中では、1校経験して2校目あたりからの校長ではないかという話を聞いております。ですから、こういう学校に統括校長を配置する、その上で、齋藤委員がおっしゃったような意欲がある校長先生で、また能力があるということであれば、統括校長配置校に赴任させていただきたい、そういうことを市教委が内申する。そういう形になろうかと思えます。

齋藤委員 ということは、本人の意思、もちろん条件はいろいろありますけれども、条件さえそろってれば、本人のやりたいという意思表示は受け入れられるというふうに判断してよろしいですか。

由井学校教育部参事 本人の意欲、それだけではなくて、やはり経営の能力、そういうものが必要になります。総合的に判断してということになるかと思えます。

小田原委員長 今の人事制度は昔と違って、昔は希望と承諾というのがかなり人事を左右していた時代がありましたけれども、今はそうではなくて、人事権は任命権と具申権を持っているところで人事の異動なり配置なりをしていくようになってきているんだけれども、自己申告制度というのがそこに新しく始まって、普通の教員も、校長も、教頭も、それぞれの立場で、自分はこの能力がある、実績がある、こういう人間をどこで使ってほしい、使うべきだというようなことを自分から申告することができる制度になっているんですよ。

由井学校教育部参事 自己申告の中で、自分の目標に向かってどれだけやれたのか、自分はどれだけの力があるのか、そのような自己評価をするところはございますし、私どももそれに基づいて業績を出しています。

小田原委員長 評価だけではなくて、異動に関して意思表示をすることができるんでしょう。

由井学校教育部参事 はい、できます。

小田原委員長 それをどうするかは、具申権、内申権を持つ各市教委と任命権を持っている東京都の判断ということになっていくわけだね。そこはシステムとしては保障されている、そういうふうに考えていいんじゃないですか。

ほかにどうですか。

齋藤委員 一つ提案というか、先ほどの話もあるんですが、時間的な問題もあろうかと思いますが、8月は今回しか定例会がなく、次は9月になってしまうわけですが、別に定め

る基準というものをある程度明確にしてからというわけにはいきませんか。どうしてもこの40号議案は通さないと間に合わないですか。

由井学校教育部参事 先ほど申し上げたように、都の案は出ていますけれども、あくまでも案でありますので、具体的にどこまでを、どういうふうに詰めていくのか、そこまで細かいところはまだ出てきていない状況ですので、仮に基準というものを出したとしても、それがそのとおりうまくいくかどうか、現状の問題も関係して、うまく調整できるかどうか、そういうことも出てくるかと思えます。ですから、まずこちらについて、本日の定例会でぜひとも御審議をいただきたいというふうに考えております。

小田原委員長 そう言われると、非常に曖昧なままこれを認めちゃう形になっちゃうから、そうではなくて、例えば「特に重要かつ困難な職責」というその判断はどういうことに基づいてやるのかということ言えば、それが基準になっていくだろうというふうになるでしょう。そこは言わないといけないんじゃないですか。どうなるかわからない、調整ですなんていうことでは済まされないんじゃないですか。東京都が管理運営規則に定めた。そうしたら、それに準ずる市町村の管理規則はどうあるべきかといったら、それに準じていくわけだけれども、八王子市としてはこういうふうに考えているんですというのは、やはり示すべきなんではないですか。

由井学校教育部参事 以前、定例会後の懇談のときに示させていただいたものをある程度詰めながら、もちろんこの教育委員会でも話し合いながら基準を定めていきたいというふうに考えております。

小田原委員長 齋藤委員、それでいいのかな。定例会後の懇談は記録に残りませんから、こういうところというのは言ってもらったほうがいいんじゃない。

齋藤委員 やはりどうもそれが引っかかっているんですね。この間、その原案みたいなものを定例会後の懇談のところでもいただいたのは、私ももちろん目を通してはいるわけですが、やはりこのあたりを完全に明確にしないといけないと思うんですよ。だから一番最初に質問したんですよ。これは東京都がどうこういう問題ではなくて、市教委独自の問題なんだろうと。別に東京都がどうこうということは関係ない。都教委からのを受けわけですけども、八王子としてどういう統括校長を置くのか、主任教諭を置くんだというものが問われているんじゃないですか。それは八王子独自のものを示していいと思うんですよ。それがしっかり示されて、別に定める基準というものが固まっている中で、初めてこの6条の2が生きてくるんだと思うんですが。

石川教育長 法律の問題は、昨年度末に教育基本法が改正されて、その関連で教育関連3法が成立したところなんですけれども、あれについても細部にわたってまで決めているわけではなくて、まだ詰めているようなところがあるわけですよ。それと同じような考え方をしてもらえれば御理解いただけるのかなということと、それから、これは市独自で決めればいいのかという問題でもないんですよ。あくまでも教員というのは東京都が任命権者ですから、要するに、東京都の教諭を我々が配置していただいて、それによって学校教育をやっているという部分があり

ますのでね。ですから、市独自で勝手にやればいいというものではなくて、例えばこれはここで決めておかないと不利益を被る可能性もあるわけですよ。

例えば来年度、具体的な話をすれば、相当数の校長が退職するわけですけども、仮にほかの自治体が、区市が統括校長を置くということにした場合に、本市ではよそから校長候補者、初任者をもらわないと学校教育が成り立たないわけですね。そういうときに、八王子は統括を置かなくてもいいんだから、要するに、統括校長という者は、相当力量がないとその学校に配置されないわけですから、要するに、力量が高い者は八王子には要らないんだと、こういうような言い方をされかねない、こういう心配も実はあるんですよ。ですから、私は、とりあえずは「置くことができる規定」になっていますので、これはそのまま通していただいて、細部については、東京都の例を参考にしながら、本市で独自にまた考えていけばいいなというふうに思っているところなんですよ。

今後、どういうところが統括校長として考えられるかという、小・中一貫校なんかも合体をして一つの施設でやっていこうなんていうときに、これは相当な負担がかかるわけですから、そういうところには統括校長が必要でしょうし、地域運営学校も、今、試行していますけれども、これはさらにいろんな問題が出てくる可能性がある。そういう中で、それなりに普通の学校に比べれば負担がかかるわけですから、そういうところに能力がある人を持っていくというのはすごく大事なことです。やっぱりほかと足並みをそろえる上でも、この時期にとりあえず通しておいていただきたい。そんなのが事務局の思いで出てきているのだらうと思います。

小田原委員長　　ということですが、いかがでしょうか。

齋藤委員　　今の教育長のお話はよくわかるんですが、例えば次回の定例会までに別に定めるものを東京都の例を参考にしながらつくり上げて次回に通すのでは、もう間に合わないんですか。そんなに1年間遅れてしまう、八王子が他市に出遅れてしまうくらいのぎりぎりのラインなのでしょうか。

由井学校教育部参事　　時期的には先ほど申し上げているようなことで、できればということでございます。

齋藤委員　　一つよろしいですか。言い方を別な角度から言わせていただきますと、一つ私が実感として感じていることは、私が心配症だけなのかもしれないんですけども、ちょくちょく感じることは、行政の方が一生懸命いろんなことを考えられて、いろんな議案を出してくる。その内容説明なんかを各方面で一生懸命していただいているとは思いますが、なかなかそれが当事者のほうに伝わっていない感覚をたまに感じるんですね。この場合でいうならば、当事者と言ったら、もちろん校長ですね。各校長先生ですけども、いわゆる小学校の校長会、中学校の校長会がもちろんあると思うんですが、その校長会に今度こういうものがスタートするんだということがどの程度説明されているのかということが、若干心配なんです。事務局の方々は一生懸命説明していらっしゃるとおっしゃるかもしれませんが、なかなか受けとめ側としては具体的な話がよくわからないんだと。当然ですよ。「別に定める基準」がはっきりしていないわけですから、統括校長というのは一体どういうものかというイメージが、当事者で

ある校長会のほうにも何か伝わっていないようなイメージがちょっと私はあるんですよ。これは私の個人的な感じかもしれませんが、だからこそ、細かいところをできる限り決めて、校長先生たちにしっかり御説明し、御理解をいただいた上で、八王子市教委としてはこれをやっていくんだよということを明確にした上でこういった規則改正をしていくことがしっかりとした順序なのかなというふうに感じるんですね。だから、何かそこらへんがしっくりしないというか、大丈夫かなと心配になってしまう。ここでこれが通っていくと、校長会はちゃんと理解されていますか。

由井学校教育部参事　校長には、7月の校長連絡会の中でも説明させていただきましたが、はっきりした基準そのものは、もちろんその案の程度のことしかお話ししておりません。先ほども教育長から話がありましたように、初めに大枠のほう、つまり規則のほうを決めて、その後、基準については今後十分検討しながら進めていきたいというふうに考えております。そのことについては、もちろん校長会等に周知していかなければいけないというふうに思っております。

小田原委員長　ということですが、どうですか。

齋藤委員　わかりました。その細部については随時連絡をいただきながら、それについてはもちろん教育委員会の中でまだまだ発言をしながら詰めていくというふうに理解してよろしいですね。

由井学校教育部参事　先ほど申し上げたように、定例会後の懇談の場でももちろん、あるいは定例会のほうにも御説明するとともに、御意見を賜りながら決めていきたいというふうに考えております。

齋藤委員　最後にもう一点だけ。先ほどから言わせていただいているように、やっぱり順序というものがあると思うんですよ。時間的に厳しいとかになってきてしまうと、もうどうしようもなくなっちゃうわけで、石川教育長がおっしゃったように、今のところとりあえずこうしておこうという話になってきちゃうわけで、せっかくこういういいものやっつけていこうとするのであるならば、なるべく早め早めに決めるものは決めていく。やはり細部について決めてから大元を決めていくのが私は順序が正しいと思います。これからこういう話が出てきたときには、ぜひそういう順序を踏まえていくということが必要なんではないでしょうか。

小田原委員長　それはちょっとどうなんですか。この件は、順序が逆だということになってしまいませんか。

由井学校教育部参事　順序については、先ほど、できればそのほうが望ましいとは申し上げましたけれども、いろんな法令・法規等に関しては、先に大枠を決めて、その後、基準に基づくものという基準のほうを決めていくという形も多くあるかと思うんですね。

小田原委員長　多くあるというのではなくて、それが法律のつくり方なんですね。だから、法律というのは、そうしょっちゅう変わってはいけないんだけど、当然変わり得るものだし、基準というのは、その都度見直し求められるものなことなんだよね。だから、まず大綱を決めて、その後に必要な事柄はそれぞれの時点で決めていくということでしょうね。細部からという話とはまた別なんだろうな。

これは今の時点では最善だということだろうと思いますね。これは、校長にしても、教員にしても、養護教諭にしても、仕事が集まって大変だという職にいる人たちは現にいるわけで、そういう人たちが報われるようなことを考えなければいけないという、これは一つ大きい部分があるだろうと思いますね。

それから、先ほどの教育長の話に加えて、いずれ地方分権が進めば、あるいは八王子市が中核都市あるいは政令都市に発展していけば、人事権というのは当然八王子市が持たなければならぬ。そうしたときに、八王子市が人事権を持ったときに、将来的には学校に人事権のかなりの部分を与えていくべきだというふうに私は思っているんですね。そのためには、こういう統括校長なりはどうしても必要になってくるだろうと思っています。学校を百幾つも抱えている本市としては、教育委員会だけで人事を動かしていくというのは、やはり望ましい形ではないだろうというふうに思っています。そういう見通しの中では、やはりこれがその前提になっていく制度だろうというふうに思っていますので、私はこれはぜひ進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

川上委員 一つだけ希望を。先ほど「人」につくのではなくて「学校」につくという統括校長ですけれども、結果的にはその人に力があるということですので、また任務校が変わればそういう大変なところへたぶん赴任するのではないかということになると、そのところがちょっとどうなのかなと。私は、統括校長は「人」につくのではなくて「学校」につくんですよというところが、ちょっとにじんできるとような気がして聞いていましたので、これははっきりと、統括校長になったら、その統括校長は力がある人なんですから、もちろん途中でいろんな事情はあるかもしれませんが、ずっと統括校長でいられるんですよというふうに理解をしていてよしいわけですか。先ほどのお答えの中で、ちょっとそのように感じましたが。

由井学校教育部参事 統括校長になればずっと統括校長で、力のあるの方が力を発揮できる統括校長を設置する学校に異動していくと、そういうシステムでございます。

川上委員 わかりました。

齋藤委員 であるならば、この間提案された資料は、ちょっと文言を考え直すようだね。これだと、東京都のほうのを受けているんでしょうけれども、「担う学校」とか「必要とされている学校」になっちゃっていますから。私も川上委員のおっしゃるとおりだと思います。「人」になってもらいたいです。

小田原委員長 それはどうなんですか。

由井学校教育部参事 統括校長の設置校、統括校長を置く学校というのをまず基準によって定める。それは毎年それぞれ変えていくことができるわけです。課題が解決すれば統括校長を置く学校ではなくなってくる。そういう学校に行く校長たちが統括校長となり、そして統括校長を置く学校に配置されていくということで、人が常に、この人は力があるから統括校長という流れではないんですけれども、ただ、力を発揮できる統括校長を置く学校にそれぞれ異動していくという流れになっています。

川上委員 数のバランスが難しいですね。

小田原委員長　この問題点は何かという、評価に伴って統括校長にするという制度ではないところに問題があるんですね。給与体系と絡んでの設置というふうに思われますので、相当無理がある。折衷案だろう、あるいは過渡的な制度だろうというふうに私は見ているんですよ。いずれ人数の問題でどうする、学校を増やせみたいな変な話が出てくるおそれがある。

齋藤委員　小田原委員長がおっしゃったように、興味としてでもあるんですが、具体的な話はまだ全然出てきていませんけれども、率直なところで、東京都などはこれだけ教育予算が厳しい、予算がないと言っている中で、統括校長に対し、何パーセントくらい給料を上げるとかいう具体例は出ているんですか。

小田原委員長　出ているでしょう。

由井学校教育部参事　いや、今のところ特に何パーセントと、そこまでは出ていません。

小田原委員長　それがなくて人事委員会にかけられる話を進めているわけがないと思いますがね。それは公表していないだけの話ではないのかな。

齋藤委員　公表できないんだったらいいですけど、もしはっきり公表できるのであるならば、興味がありますよね。一体その統括校長、どのくらい給料をアップさせると都教委は言っているのか。

由井学校教育部参事　私たちは特にその細かいところまでは聞いておりません。

石川教育長　教育長会などにも、そこまでは話が下りてきていないですよ。とにかく、今、人事院にかけているという話までですね。

小田原委員長　人材確保法がどうなるかわからないこういう時点の中で、教員を確保していくためにはどうするかという、それを一つここは持っていると思うんですよ。普通の教員ではなくて、普通の教員の給与にさらに主任教諭がいるというふうになると、その主任教諭は1号か2号上になるだろうと、これは予想されるわけですよ。そうすると、他府県はどうするか知りませんが、東京都では、普通の教員ではなくて、主任教諭になれば給与が上がりますよと、それで人材を確保していくということは言えると思うんですね。人材確保法がなくなっただけで、東京都はそういうことを考えて、何パーセント上がるなんていうことは言っても、それはここの中に盛り込んでいるだろうと読まなければいけない。そんなのがなくて人事院にかけられるわけがないですから。だから、今、国立大学がなくなっちゃったものだから、給与の基準がなくなっちゃっているわけですね。古い体系でいるけれども、新しい体系をつくらなければいけないときに、東京都がこういうことを考えてきたというのは、これは一つの歓迎すべき方向だろうと。これが完全かどうかという、先ほどから言っているように、まだまだ考えなければいけない部分がありますから、八王子の問題点をこういうところで全体として考え直してほしいということは、言っていることだろうと思いますね。

ということで、意見等いろいろありましたけれども、第6条の2の「別に定める基準」のところもっぱらの話題だったんですが、それ以外のところはよろしいですか。養護教諭のところも、今のどういう基準ですかというのと同じような問題になって、特に養護教諭では指導室が頭を痛めるだろうと予想されますけれども、頭を悩ませていただきたいと思います。

川上委員　こちらには特別に定める基準はないんですか。

由井学校教育部参事　主任教諭、主任養護教諭に関しては選考を実施すると。概ね10年程度の経験を有し、その中で選考を実施して決めていく。選考の主体は東京都ということでございます。

小田原委員長　選考の形をとるから問題なんだよね。地域によってゼロのことが起こり得るでしょう。

齋藤委員　そうですね。起きますね、きっと。

小田原委員長　そうすると、そういう地域に行かなくなるということも起こり得るし、異動が困難になるということも起こり得るし、先ほどの教育長の話と同じことになりますね。

どうですか。よろしいですか。

では、お諮りいたしますけれども、第40号議案につきまして、特に御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長　では、御異議ないものと認めます。よって、第40号議案につきましては、このように決定することにいたしました。

小田原委員長　次に、日程第2、第41号議案　市立横山中学校改築工事請負契約の締結についてを議題に供します。本案について施設整備課から御説明願います。

萩生田施設整備課長　市立横山中学校改築工事請負契約の締結でございますが、平成19年第3回の市議会定例会、9月になりますけれども、ここに議案として提出する予定でございます。これに関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会の意見をお聞きするものでございます。

内容につきましては、担当の田代主査のほうから説明を申し上げます。

田代施設整備課主査　それでは、第41号議案　市立横山中学校改築工事請負契約の締結について御説明いたします。

こちらにつきましては、平成18年度に実施しました実施計画に基づきまして、横山中学校改築工事の建築に係る工事の部分の契約でございます。こちらのほうにつきましては、契約議案として市議会のほうに上程するものでございます。契約金額としましては、11億9,994万円でございます。契約先につきましては、三友・戸塚建設共同企業体ということになっております。こちらにつきましては、議会に上程する関係で、7月に仮契約という形で契約を締結させていただいております。

横山中学校改築工事の内容でございますけれども、全面改築となっております。校舎棟につきましては、鉄筋コンクリート造で、建築基準法上では4階建てという形になってしまいましたが、実質上は3階建てという形になっておりまして、屋上のほうにプールを設置させていただくという形になっております。延べ床面積のほうは約6,800平米。規模としましては、普通教室が12教室、特別教室が11教室、あと、特徴的な配置としては、各階に多目的スペ

ースを配置しているところでございます。体育館棟につきましては、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）になっておりまして、平屋建てで一部2階建てという構造になっております。延べ床面積としましては、体育館と、武道場を一つ併設しておりまして、合わせて約1,300平米となっております。主な施設としまして、体育室、更衣室、トイレ、倉庫、小会議室、その他となっております。

以上で御説明を終わらせていただきます。

小田原委員長 施設整備課の説明は終わりました。本案について何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 私もこの4年間で校舎改築のことについていろいろと携わってきました。地域の中でも六中、三小、それからこの間は四中の体育館のことについてもちょっと御質問させていただきましたけれども、正直言わせていただきますと、私は若干不安感、不信感と言ったらいいなかな、改築のことについてはいろんなことを感じるんですね。

一つははっきりお伺いしたいんですけど、この契約を結ぶに当たって、一番の本元の責任者はだれなんだと。つまり、よく言わせていただいているんですけども、私も本業は民間の建築屋ですけども、設計も施工もすべて一括で元請がいるわけですね。私のところなんかは小さい会社ですから小さい家しか建てられませんが、お客さんに対して何か問題が起きたときの責任者というのはいらぬわけですね。それが、八王子市の今までの改築などのこういった案件を見ていると、例えば、これなんかは、設計は設計でラウム設計事務所というところが設計で契約して、ちゃんとした設計図ができ上がっている。それを受けて、今回、施工に対する契約を結ぶということですよ。

一方で、地域や学校のほうの現場として、こういう校舎を建ててもらいたい、こういう学校を建ててもらいたいという要望を言っているお客さんがいるわけですね。そのお客さんの要望がちゃんと図面に反映されているのか。また、その図面どおりちゃんと施工されているか。その本元の責任者はだれなんですか。

田代施設整備課主査 最終的になりますと、設置者という形になるかと思えます。この場合は八王子市という形になるかと思えます。

小田原委員長 「なるかと思えます」ではなくて、思えますではない話をしてください。

田代施設整備課主査 八王子市であるということです。

小田原委員長 今の齋藤委員から「ちゃんと」という言葉がありましたけれども、ちゃんと反映して、ちゃんと設計しているかどうか。この発注者はだれかと言われたら、八王子市長でいいんですか。

田代施設整備課主査 はい、そうでございます。

小田原委員長 その「ちゃんと」の部分は大丈夫なんですか。

田代施設整備課主査 もちろんそのとおりでございます。

小田原委員長 齋藤委員の言っている「ちゃんと」というのは違う意図があるから、そこは違うんではないですかというふうになるんではありませんか。

田代施設整備課主査 この契約に至るまでに、まず基本設計から入っておりまして、基本設計

におきましては、地域の皆様方の御意見を伺うために検討会というのを立ち上げまして、そこに基本設計の設計業者も入っております、そこで実際に意見を取り入れております。最終的には検討会の中で御了解を得た案、もちろん私どもで要望に応えられない部分もありましたけれども、それも含めた形で御了解いただいて、基本設計を完成させまして、平成18年度、その基本設計に基づいた形で実施設計、具体的に建物を建てるための設計をしております。その中で実際にどういう設備がいいのだろうか。また、どういう配置が、例えばドアの位置はここでいいのかというような最終的な詰めは学校ともしております。それを反映した形で設計をしております、その完成を受けて、その設計図をもとに、ここで建築の工事契約を結ぶという形になっております。

石垣学校教育部長 お手元に「第41号議案関連資料」というのがございまして、そこを見ていただければ、締結議案の部分につきましては、八王子市長が契約を求めるということで書いてございます。契約についても、八王子市長と業者が契約を結ぶという形になりますので、これは八王子市が最終責任者ということになります。

齋藤委員 何を心配しているかということ、今、ここに業者と工事契約をするという議案があって、それを議会に上程したいと。業者は当然、この完成された図面を見て見積もりを入れているはずですね。見落とししたものは当然業者の責任になりますね。設計図面どおりできていなければ業者の責任になる。補正予算なんてあり得ないわけです。図面どおりできていなければ、当然業者にやり直させなければならない。そうすると、業者のほうは、当然この図面が頼りなわけです。

そうすると、何が不信なのかなということになってくると、現場の地域や学校の気持ちが、この横山中の場合は改築検討会があるわけですがけれども、それがこの図面に、ちゃんとという言い方をするといけないので、しっかりと正確に反映されているのかどうかということに、少し疑問があるんです。これまでいろいろ見てきましたのでね。具体的な話はもういいですけども、今まで私が定例会の中で質問させていただいた幾つかの中でもありましたけれども、学校側はこういうふうに頼んだんだと。頼んでいる学校や地域の方々というのは、いわゆる素人ですよ。建築基準法なんかよくわからない、とにかくこういうものがほしいんだという要望をたくさん出しているわけですね。それに対して、いや、そうは言っても予算的に無理だとか、法的に無理だとか、ここの部分はできますとか、それをきちんとだれかが説明しなければならないわけですね。その中で、要望している人間の気持ちがしっかりと図面に反映されているかどうか。それができていないと、ここで業者と契約をしてしまうわけですがけれども、業者のほうは図面どおりやっている、落ちはないということになっていると、ここでこれは非常に大きな問題だと思うんですね。

すごく心配なのは、これだけ正確な図面は、ここで初めて資料としていただいたと思うんです。私も短い時間で一生懸命目を通して来たんですが、ちょっとどうなのかなというようなところが1、2点出るんですが、そういう細かい話はまた個々に聞けばいいとしても、それを学校側だとか協議会の人たち、地域の方々とか校長先生に説明できているのか。正確に説明でき

ているのかどうか。そこが私は実はすごく不安なんです。

萩生田施設整備課長 先ほど申しましたように、検討会というのがございまして、地域の代表の方等が集まりまして1年間、基本設計を作成するときに、実施設計の前段の検討会の中で地域の方の御意見を聞いています。そのときには、市の建築課、建物の設計とか工事の施工管理・監督をやる所管ですけれども、こちらの人間も入った中でやっています。それを受けて平成18年に実施設計をやっていますけれども、そういった意見を反映した中で、建築課の人間がそこに入り込んで、作ったということです。それを受けた中で、検討会のメンバーには、設計ができた段階の中でお話はさせていただいています。皆さんの意見はこういう形で反映して、こういう設計ができ上がりましたということでお話はしてございます。それで、業者のほうは、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、工事のもとになるものが実施設計ですから、この実施設計に基づいて工事をすると、そういう手順で進めます。

齋藤委員 ということは、今回、この業者と契約するに当たっては、当然、その検討会ないし学校現場、地域の方々には、しっかりとこの段階の図面の説明がもうされているという判断ですね。それが十分この中に生かされている、だから業者と契約をするんだということになりますよね。

萩生田施設整備課長 学校側とも調整はさせていただいていますし、検討会のメンバーにもお話をさせていただいていますので、それで先ほど言いましたように、できるもの、できないものが当然ありますので、そういったお話も検討会の中ではさせていただいていますので、委員さんのおっしゃったとおりの形で進んでいるというふうには思っています。

齋藤委員 毎度この話になると、私も建築屋なものですから、ちょっと厳しい意見を言わせていただいて本当に申しわけないと思うんですけど、実は我々民間の中でも、建築に対して素人のお客さんに対して、こういうものはお客さんの意見が反映されています、ここは反映されていません、これは予算的に無理です、こういったことを説明するのが実は一番時間がかかるんです。相手は全く素人ですからね。だから、冒頭にも申し上げさせていただいたとおり、実は行政の方々が一生懸命説明したというふうにおっしゃっているんですが、私はそこが一番不安なんですよ。

今までの六中、四中の体育館、このあたりの問題で私も本当にいろいろと言わせていただいた最大の問題点は、その学校からの要望がうまく図面に生かされていなかったというのが大きな問題だと思うんですよ。それは説明したとおっしゃるかもしれないけれども、それは説明してもし足りないくらいの説明をしないと。何回説明をしましたか。こう言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、横山中の校長先生は、女性の校長先生ですよね。ですから、建築のことについてはより丁寧に説明しないと、なかなか御理解していただけないところもあるかと思うんですよ。そこにどれだけ時間を費やして説明をしたのかということに不安があります。だから、このまま進んでいって業者と契約してしまったときに、後で何かが起きないか。

小田原委員長 齋藤委員が言っている個人としての契約の場合に、施主がこういうことをやっ

てくれといって施工業者の齋藤委員にお願いしますね。それができますとか、できませんとか、たぶん大体できませんというような話をして説得するのに、普通、大体どのくらいかかるんですか。要望を出されて、設計して、こうしかできませんよというのを言うのに、どのくらいの時間がかかるんですか。

齋藤委員 どのくらいの時間とって、それは規模にもよりますよね。

小田原委員長 普通の住宅で。

齋藤委員 段階を踏まえてですけども。

小田原委員長 何週間とか、何カ月とか、1年とかですか。

齋藤委員 いやいや、1年とかかけていたら、とてもできませんよ。

小田原委員長 この場合は、予算で改築の予算が計上されてきたときにも見ていると思うんだけど、基本設計で1年かけているわけですね。実施設計で1年から2年かけているわけですね。

萩生田施設整備課長 1年でございます。

小田原委員長 この場合は1年ですね。それだけ時間をかけているわけですよ。そして、普通の齋藤工務店の場合には、御主人と家族を相手にする。学校の場合には、校長だけではないんです。教員もいれば、生徒もいれば、保護者もいる。地域もある。そういう人たちと接触するわけだから1年とかかかる。実施設計1年。だけど、普通、業者とか民間から考えたら、1年もかけてやるなんて、とんでもない話だと思うんですよ。だからお役所の仕事だなというふうに私なんかあまり心よく思わないわけなんだけど、だけれども、それだけ、1年かけてやっているんですよというのが、たぶん皆さんの、ちゃんとやっているのかという質問に対する、やっていますという答えになるだろうと。それだけかけてやっているんですよ。それで、校長だけではない、ほかの人たちの意見を全部この図面の中に入れるなんて、とても不可能な話であって、それを説明しながらできたのがこの図面ですと。これが、皆さんの要望を最大限酌んだ最善の最良の設計図です。それで、こんなに厚くなるわけですね。

田代施設整備課主査 そうです。詳細な図面をコピーしたものを学校へ持って行って、部屋のレイアウトについて、ドアをどういうところにつけましょうとか、壁の位置はこれで本当にいいのとか、生徒が通る動線はこれでいいのかとかというようなことは聞いております。ただし、建具はどれをつけるとかまでになりますと、これについては、大変申しわけないですけども、そこまでは要望は聞けないということで、そこは任せていただいております。それ以外についてはできる限り要望を反映しているところでございますが、ただ、各種法令でどうしても不可能な部分というのが出てまいります。あくまでもこれについてはできないという形でお答えはしております。

逆に、これだけのものをチェックすると、どうしても時間はかかってしまいますので、学校の先生にこのまま渡して、これがわかるかというところでございますので、どうしてもかいつまんだ部分での説明という形になっております。

小田原委員長 今のかいつまんだ説明という話になるから、それでは、齋藤委員の言う「ちゃ

んと」とか、「正確に」ということとはだいぶ違うというふうに考えなければいけないわけだね。そこで、説明が済んでいる話と、説明を受けなかったからちゃんとやっているでしょうという、その食い違いというのはたぶん出てくるのだろうと思いますよ。

例えばきょう渡された図面の中だけで見ていけば、例えば体育館のメンテナンスデッキのところは今回は1メートル少々、これではメートルが読めませんが、四中のようには広がっていない。では、ここの手すりの部分はどうなっていますかというのも、これもここでは見えないけれども、そういう話というのは大丈夫かという話に次にいくと思うんだね。そこをちゃんとやっているか、そういう話ですよ。ここは大丈夫ですというふうに言えるのか言えないのか、そういうことではありませんか。

萩生田施設整備課長 学校側と、私どもと、建築の職員と、基本的な部分について、かなり細かい部分について話し合いをしております。ですから、私どもとすれば、その中で、四中の例がありましたので100パーセントと言えない部分があるかもしれませんが、そのつもりで業務のほうはっております。

小田原委員長 そこは、「100パーセントかどうか分かりませんが」なんて、そんなことを言うのはだめなんです。涙を流した涙の乾かないうちに「わかりません」みたいなことを言ったら、これは怒られますよ。「やっています」と言わなければいけない。それで、材料とか何とかいうのはここにありませんけれど、そのところでミスがあったら、責任はだれが持つんですか。齋藤委員が全部持つみたいな話をさせてはだめなんです。

齋藤委員 図面を見させていただいての話はわかるんですよ。それで、あれだけの内容の図面を説明するのは大変だと思います。これだけの工事ですから、それを素人の方々に説明するエネルギーはどれだけ大変かというのは、それはよくわかっているんです。ただ、本当に、今、出ているとおり、四中の例などは、これは私が独自に聞いて回っただけのことですから、言葉だけのことですから、どこまで本当かわかりませんよ。ただ、学校現場としては、体育館の上のところでは試合を観覧できるくらいのできる限り広い場所が欲しいという要望を出したと。そこで1.5メートルというぎりぎりのところが出ているわけですね。当然、学校側としては、上に荷物を置いたりとか、少数の子どもたちが上から観戦できるものだと思っていたと。ところが、作られたものはどうも違うと。それを質問したら、あそこはキャットウォークと言って人が上るところではないんですよ。だから建築基準法上、何の問題もないんですよ。こんなことを言っているなんて、私は大問題だと思っているんですよ。私はその程度のすぐレベルの低い話をしているんです。そこは完全に説明不足ですよ。だから、そんなことはないでしょうねと言っているんです。細かいところ、ドアの、窓のちょっとしたところだとか色だとかいう、本当にそこらへんのところはいろいろな難しい問題があるからわかるんですけども、四中の場合は、もっと本元のところがちゃんと説明できていなかったわけではないですか。そういう事実があったわけですから、横山中の場合は、そんなことはないでしょうねということを知っているんですよ。そこを非常に心配しています。

小田原委員長 心配はよくわかるんですよ。ただ、四中の問題は言ったような話かもしれませ

んけれども、常識的に考えたら、1.5メートルにするほうがやっぱり無理があったんだね。そこで、1.5メートルにしたから、だから乗っかってみんなが観覧してもいいというふうに考えるのは、僕は間違いだと思いますよ。体育館の2階の部分、何でしたか。

齋藤委員　キャットウオークですね。

小田原委員長　猫渡りか。そこは猫渡りであって、人がそこで観覧する場所ではない。説明しないから悪いんだという話ではなくて、説明しなくたって、そんなのは常識として考えなきゃいけないというふうにならなきゃいけないだろうと思いますね。だから、僕はそこは争点にならないと思います。そういうことはね。ただ、例えば放送室をつくる場合に、その機械とスタジオをつくるといったときに、私たちはスタジオだからガラス張りになるかと思ったら、こういう仕切りに囲われちゃったというようなとき、どっちに問題があるかと思ったら、図面を見て、左下のところに材料を書いてあって、こういうふうにやりますよというふうなところの見落としが、どっちかにあったかと、そういう話になってくる。やはり私たちがそこを見なかったのが悪かった。それで、それをガラスにしてくれますかと言ったときに、できると言ったら、その予算内でやってちょうだいという話になるけれども、それはちょっとお金がかかってだめですよと言ったら、我慢するしかない、そういう話になってくるのではないかな。だから、そういう話し合いでこの設計図になりましたか、どうなんですかと。それが、「ちゃんと」やったかどうかという、そういうことだと思うんです。だから、「やっています」と言ってほしいわけね。それが言えなかったら、それはだめだ、もう一回差し戻すと、やっぱりそういう話になると思いますよ。

萩生田施設整備課長　平成18年度1年かけて三者で話し合いをして、「ちゃんと」やっています。

小田原委員長　萩生田さんにそういう質問をすると、そういうふうに返ってくるのがわかっていて聞いているのは、聞くほうがまずかったと思いますよ。

川上委員　全面改築ということでちょっとお尋ねしたいんですが、生涯学習のほうで、今、学校開放ですとか、プールの開放ですとか、体育館の開放というのが進んでいるところだと思います。そのことに対する対応はどういうふうに行っているかということを知りたい。それと、もう一つ、非常に具体的な話になってしまいますが、男女共学ということで、お手洗いの数なんですが、たぶん学校の建物に関しては建築基準法で数がたぶん決まっていると思いますが、よく見ると男子のほうが多いようなところもございます。それと、屋上のプールに関して、更衣室に少しお手洗いがありますが、この数で足りるのかどうか。ここの図を見せていただいただけでのお尋ねですが。

田代施設整備課主査　それでは、まず学校開放の件からということではよろしいでしょうか。まず、こちらは、開放を当然重視したというところがございまして、大きく分けて、北側と南側に「開放ゾーン」と「非開放ゾーン」というのを分けてあります。特に2階部分をのぞいていただくとわかるんですが、普通教室はすべて南側、特別教室は北側になってあります。基本的に開放する場合には、例えば家庭科室を開放する、音楽室を開放するといった場合には、普通教

室ゾーンに入れないように仕切りを途中で設けてございます。ですから、そちらのほうで対応させていただく。基本的な考えとしては、普通教室以外はなるべく開放しようという形で学校側とも了解を得ておりますので、そういったつくりになっております。また、同時に普通教室には入れないようにしてほしいということでございましたので、その辺りの対策をとってございます。

川上委員 シャッターが閉まるとかですか。

田代施設整備課主査 シャッターではありません。パーテーションのような形で区切れるような形をとっております。

川上委員 わかりました。体育館は別に入れますね。

田代施設整備課主査 体育館は別に入れるようになっております。校舎から完全に切り離して入れるようになっておりますので、体育館のみ開放という場合には、こちらのちょうど校舎との間からなんですけれども、真ん中が入り口になっておりますので、そちらから入れるようになっております。

川上委員 わかりました。プールについてはどうですか。

田代施設整備課主査 プールについては、生涯学習スポーツ部と調整しなければいけないんですけれども、こちらはプールの監視員がおりませんと、学校だけで単独で開放というのはちょっと難しい形になっておりますので、監視員の配置ができるかどうかによって開放できるかどうかというのは決まってくると思います。

川上委員 配置ができれば開放できるようになっている。

田代施設整備課主査 はい、そういうつくりにはなっております。基本的には、開放の場合には、内部の階段を使って、あとはエレベーターでプールのほうまで上がれるようになっておりますので、開放という場合には、その対応はできております。

川上委員 トイレはどうですか。

田代施設整備課主査 トイレは、一応建築課のほうと基準を照らし合わせまして、それで必要数の便器をセットしておりますので、特に不足ということはないかなと考えております。

川上委員 特に不足はなくても、各階、女性用より男性用のほうが数が多いでしょう。

田代施設整備課主査 箇所数は同じでございます。

川上委員 箇所は同じでも、便器数は違うでしょ。

田代施設整備課主査 便器数は、そうですね。

川上委員 これはいつもどこでも問題が多くあると思いますが、女性のほうが数が多いというのが、考えられる一番普通の自然のことではありませんか。

田代施設整備課主査 そうですね。トイレの配置ですね。

川上委員 配置ではなくて、中の数です。

田代施設整備課主査 中の便器のほうは、男性のほうは小便器の数で多くなるんですけれども、場所が置けるんですけれども、どうしても女性のほうが便器を置くスペースが、一つあたりのスペースが広がってしまいますので、なかなか難しい部分がございます。

小田原委員長 それは答えではないんですよ。その答えでは、配慮していないということなんですよ。配慮しているのかどうかと聞いているわけだから。世の中を見みると、女子トイレが混雑するというのは、もうわかっているわけでしょう。どこへ行ったって列を成して皆さん大変苦労しているわけですよ。これはどこへ行ってもそうですよ。そういう現実があるときに、これはそういうところに配慮しているのかどうなのか。少ないのではないのかと聞かれたら、少なくともありませんと言えるのかどうか。

田代施設整備課主査 私のほうとしては、学校の基準といいますか、一般的の学校の仕様から考えれば十分であると思っております。

小田原委員長 先ほどの川上委員の質問に対して、普通教室には入れないように考えていると言ったけれども、普通教室は学校開放の対象にならないんですか。

田代施設整備課主査 そうですね。一番は、普通教室の場合、個人情報が多くある場合があります。あと、子どもたちが学習に使ったものが、例えば名前が書いてあったり、それを置き忘れたりということもありますので、そちらには学校側も開放したくないと。

小田原委員長 それは学校開放に反するんじゃないですか。

川上委員 それは反しないと思います。

小田原委員長 なぜ普通教室を開放しちゃいけないんですか。考え方として、学校のほうがそう言っているから開放しないというのは、やはり間違いだと思いますよ。個人情報がある。どこまでを個人情報というかわからないけど、忘れ物があるから、だから普通教室に入れませんなんて、そんな理由はないんじゃない。学校開放というのは、学校すべてを開放しなかったらだめなんですよ。考え方としてですよ。

川上委員 学校開放の目的にもよるのではないかしら。

小田原委員長 いやいや、だって、子どもたちがいない期間が結構あるわけですよ。そのときに、あれだけのものをがらにしておくというのは、これはむだなんですよ。

川上委員 それと、時間での開放というのが。夜とか午後とかというのがあるので、まだ授業期間中ですとか、そういうことがあると思いますのでね。

石川教育長 学校の要望は、普通教室は子どもたちがいろんな荷物を置いていく。高校なんかはロッカーに鍵がかかりますけれども、恐らく小・中学校は開けっ放しのところが多いのだと思うんですよ。そういう問題があったり、あるいは机の中に、個人の机が決まっているわけですから、そこに物を置いていくというようなこともあったりして、学校側とすれば開放しにくい部分だと思います。

ただ、委員長がおっしゃるように、私も原則的にはその部分も開放しなきゃいけないと思います。こっちで制限していくのはまずいと思います。原則は全部開放だと。それは、学校側の言い分もわかる。だけれども、年間にそんなにしょっちゅうあるわけではないわけですから、そういうときには指導の問題で何とでもなるというふうに思いますけどね。

小田原委員長 例えば、学校の保護者会でお父さんたちやお母さんたちを教室に座らせるでしょう。そうしたら、そのお父さんたちやお母さんたちは、自分の子どものところにしか座れな

いんですか。そんなことはないでしょう。そうしたら、物を置いてあるとか、プライバシーがどうか、個人情報という話は通用しなくなっちゃうじゃない。では、きょうは保護者会がありますから、皆さん荷物を家へ全部持っていきなさいとやっているかどうかね。それは考え方として、姿勢として、やっぱりまずいと思いますよ。

それから、エントランスはどうなっているかということですね。例えば、では、北側の特別教室に入るためのエントランスもこういうふうになってますよとなっているんだったらまた別だけど、そうではないわけでしょう。

田代施設整備課主査　いいえ、エントランスについては、開放用は別に設けてございます。1階の中庭の真ん中のところが主たる昇降口なんですけど、それとは別に、北側の一番ちょっとはずれのほうですけども、「開放用玄関」と、少し見にくいんですが、エントランスという形で設けてあります。夜間・休日の開放のときに、こちらから入っていただくという形で考えております。

小田原委員長　北側ということですね。

田代施設整備課主査　はい。

石垣学校教育部長　学校の地域開放につきましては、基本的に学校を開放するという考え方というのは持たなければいけないだろうと思っています。ただ、通常、学校教育と社会教育という生涯教育が混在する部分がございますので、通常使いやすいような形で特別教室のほうを使えるような形で仕切りをしていくということでございますけれども、何かもっと広い地域ということであれば、それは、先ほど教育長のほうからお話ししましたけれども、指導上の問題ですから、それで仕切りというのは幾らでも外せますので、そういう形で使えるという形に基本的に考えております。

もう一つ、川上委員の御質問で、トイレの部分については、女性のほうが時間がかかるということがありまして、私どもでは大体同数でつくってあるんですけども、結果としては、女性のほうがトイレの箇所が7カ所、男性のほうが7カ所あるいは8カ所ということになっております。そのところは、川上委員のほうでは、女性のほうが時間がかかるんだから逆に女性のほうが多いのが普通ではないのかということでございますけれども、今回はこういう形でさせていただきましたので、これは御了解いただきたいなと思いますけれども、今後の検討課題にしていかなければいけないかなと捉えておりますので、そんなところで御了解をいただければと思いますが。

小田原委員長　今のお話の中でも、学校教育と生涯学習、社会教育というものを分けている考え方が出ましたけれども、そこが問題だろうと思います。皆さん、その溝がものすごく深く、渡れないようになっちゃっている。そこは埋めなければならぬだろうというふうに思いますよ。それは別な話になりますけれども、考え方としてそこを認識していただきたいと思います。

石垣学校教育部長　以前、児童館、学童の併設という話の中で、当初、トイレの使用もままならないと。あるいは、一番端のところを使ってくれみたいな話で、学校と地域の間では非常に

歴史がございました。かつて、そういうこともございましたけれども、委員長がおっしゃったように、私も同じ考えでございますので、そういう形での方向ではこれからやっていきたいと思っています。

小田原委員長 教育というのは、厚労省と文科省とかいう、いわゆる縦割りの考えを全部取っ払わなきゃだめなんです。社会総かがりでと言っているけど、それがかけ声だけになっている、これではだめなんです。ですから、現場がその深い溝を埋めて、垣根を取っ払ってほしいなというふうに思います。

石川教育長 1つだけ、川上委員のトイレの問題ですけど、現場にいた者としての感想を述べると、困るのは大きなイベントがあるときだけなんです。特に寒い時期の卒業式ですね。でも、小学校、中学校の卒業式を見ていると、そんなに長時間やっていませんから、それほど問題にはならないと思いますけれども、ただ、一部、二部に分けてやるような場合もあって長くなることもあると思いますので、特に会場となる体育館近辺の女性トイレの混雑だけ、もう一回見直しをしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。あとのところは、分散しているんな会合をしますので、特に保護者会等では問題はないと思いますけど。

川上委員 体育館のほうは少な過ぎるような気がします。

田代施設整備課主査 御指摘いただきましたとおり、体育館のほうですが、校舎のほうにも体育館寄りに1つトイレをつけておりますので、どうしても行事で大人数という場合には、こちらのトイレも御利用いただくような形がとれるのかなと。

川上委員 ここにあるのは、間の通路から入れるということですか。

田代施設整備課主査 はい、そうです。

川上委員 これは全部直線で埋まっているから壁のように見えるんですけど。

田代施設整備課主査 南北の廊下になっておりまして、ここは管理用の扉が設けてありますが、開放することも可能になっております。

小田原委員長 2階にはないんですね。1階だけですね。

田代施設整備課主査 2階にはないですね。体育館は2階という形ではありませんので。

川上委員 ここは扉のマークがないのでわかりませんでした。すみません。

小田原委員長 そのほか、いかがでしょうか。

齋藤委員 この校舎のことで恐らく私が発言するのはこれが最後だと思いますので、再三再四言っていますけれども、やっぱり体育館関係については、防災・防犯的な要素のことは、これから先に設計していくときに非常に重大な問題だと思いますので、真剣に受けとめていただきたいです。ただ単に学校の運動する場所ではないということをよく頭に入れた設計を今後考えていく必要性が必ずあると思います。これについては、ここまで設計が進んでしまっているので、地域の方々の御意見もたくさん入っているのだと思いますけれども、地域の方々や学校だけの意見を聞くだけでなく、専門家としての市としてどういう立場に立っているのか、そういう必要性も当然今後出てくると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

萩生田施設整備課長 齋藤委員さんの御意見ですけれども、これまでの定例会の中でも何回も

いろんな委員さんから御指摘を受けています。それで、今、専門の部署の防災課と調整をさせていただいて、何人かの専門の方をピックアップしまして、これからその中で選択してお願いするということまでできています。そんなことで、委員さんの御意見を踏まえた中で、若干遅かったかもしれませんが、今後やっていきたいと思っています。

齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。ただ、その意見の中で、専門家は行政の中の方ではだめですよ。部外の方から意見を聞かないと。

萩生田施設整備課長 行政内部ではなくて、外部のそういったことを専門に取り扱っている方をイメージしております。

小田原委員長 ということで、よろしいですか。

齋藤委員 はい。

小田原委員長 では、御意見は特にないようでございますので、お諮りいたします。

ただいまの第41号議案については、御説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第41号議案については、そのように決定することにしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第42号議案 八王子市文化財保護条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、文化財課から御説明願います。

渡辺文化財課長 それでは、第42号議案 八王子市文化財保護条例の一部を改正する条例の設定依頼につきまして、鈴木主査より説明させていただきます。

鈴木文化財課主査 八王子市文化財保護条例の一部を改正する条例の設定依頼をしたいと思えます。

改正の内容です。八王子市文化財保護審議会の委員の任期を現在の2年から3年に改正する。改正の理由ですが、本年3月に生涯学習スポーツ部で管轄する審議会や協議会について改廃を行ったところであり、その任期については、それぞれの審議会、協議会において十分な審議、調査、協議を行うためには3年は必要との理由から、従前の2年から3年に改めています。そこで、文化財保護審議会においても、本年10月31日をもってこれまでの委員の任期満了を迎えることから、この時期にあわせて、上記と同様に委員の任期改正を行うもので、それに伴う文化財保護条例の一部改正を行いたいと思っております。

改正案は、後ろに保護条例がついておりますけれども、文化財保護条例の第47条第1項の「2年」を「3年」に改める。

施行期日ですが、本年11月1日から新たな任期による委員がスタートしますので、その時点に合わせて11月1日としたいというところです。

説明は以上です。

小田原委員長 説明は終わりました。本案について何か御質疑はございませんか。

齋藤委員 ここで審議会等をいろいろと整理したわけですけど、皆3年ですね。大体これに合わせたという判断でよろしいでしょうか。

渡辺文化財課長 そのとおりでございます。

小田原委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい、結構です。

小田原委員長 では、御意見はございませんか。

では、御意見もないようでございますので、本案についてこのように決定することに御異議ございますか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第42号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、報告事項となります。指導室からまずお願いいたします。

由井学校教育参事 死亡者叙位・叙勲の授章について御報告いたします。

八王子市立浅川中学校の奈良昭男元校長ですが、本年3月28日に亡くなられて、享年74歳でございました。授章いたしましたので御報告いたします。

叙位は正六位、死亡者叙勲が瑞宝双光章ということでございます。

経歴につきましては、八王子市立第六中学校の教諭、石川中学校の教諭、第七中学校の教頭、打越中学校校長、浅川中学校の校長を務めておりまして、八王子のほうにすべて合わせますと24年間勤務された方でございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室の報告は終わりました。本件について何か御質疑はございませんか。哀悼の意を表することはありませんか。

齋藤委員 一言、小田原委員長が振ってくださいましたので。

私が第六中学校現役のときに本当にお世話になった先生だったんですけども、お亡くなりになったことは存じませんでしたので、本当に無念ですね。

小田原委員長 74歳というのは、まだ若いですからね。

齋藤委員 とてもいい先生でした。

小田原委員長 いい先生だった。では、もっと叙勲を上げていただければと思いますが、そうはいきませんか。大変いい先生だったそうで大変惜しまれるところですけども、死亡叙勲ということでございます。では、そのようによろしく願います。

ほかに何か報告する事項等はございますか。

石垣学校教育部長 指導室と学区調整担当のほうから報告がございまして、させていただきたいと思っております。

小田原委員長 はい。では、続いて指導室お願いします。

朴木指導室統括指導主事 昨年末、教育委員会定例会後の懇談におきまして、小・中一貫教育の今年度の方向性について説明させていただきました。1学期末になりまして、今年度小・中一貫教育の進捗状況について、担当から報告させていただきます。

山下指導室指導主事 それでは、小・中一貫教育の進捗状況について御報告させていただきます。

1番目、まず、本市の小・中一貫教育の目的でございますが、義務教育9年間を見通した教育活動を通して、児童・生徒の学力向上、社会性・人間性の育成、心身の発達段階に即したきめ細かな指導体制の確立というものを目指しているものでございます。そして、この小・中一貫教育を全市に広げていくために、八王子市の実態に即したモデルを設定し、小・中一貫教育モデル校として指定し、以下の内容の研究を行うというふうになっております。

研究の内容でございますけれども、4点でございますが、1番目が、9年間を一括したカリキュラムの構築でございます。これについては、実践する教科・領域等が3つ以上あるという指定をさせていただいております。2番目ですが、一貫カリキュラムの実施に向けての指導体制の工夫。3点目が、それらを支える特色ある教育活動の構築。4点目が、地域保護者と協働で構築していくということで指定をさせていただきました。

指定校につきましては、後ほど御報告させていただきます。

2番目、これまでの経緯でございますが、昨年度、平成18年4月に5地区8校、これは下の3番目でございます太字の学校でございますが、8校を小・中連携教育指定校として研究を開始いたしました。昨年度、連絡協議会を行いまして、最終的には情報交換と研究会を年間4回、連絡協議会として実施させていただきました。そして、平成19年1月に小・中連携教育指定校報告会を開催させていただきました。これを受けまして今年度、平成19年度4月、幅広い視点から全市を挙げて小・中一貫教育の実践的な研究を開始するというので、名称を小・中一貫教育モデル校とし、学校数を拡大させていただきました。8地区18校指定して研究を開始いたしました。今後、モデル校の連絡会を年間5回実施の予定でございます。

3番目、小・中一貫教育モデル校でございますが、そこでございます各地区で8地区18校を指定させていただいております。資料にあります括弧につきましては、上にありました実践する教科・領域等の研究の作成カリキュラムの分野ということで、それぞれ決定しているところについては括弧書きに示させていただいております。なお、学校名の後ろに「先行」とございますのは、セットとして小・中と一貫する相手方との関係で、先に実践するというので、上壱分方小、横山中、長房、船田小等は、相手があった複数校とのペアではなくて、先行の研究というふうになっております。

このモデル校、それからモデルにつきましては、別途A3の資料の中に示してございますけれども、それぞれ学校の敷地の隣接型によって、あるいは地域との関係によってモデルを分けているという、それぞれのモデルについて研究をしていくということでございます。

4番目、成果と課題でございますが、まず成果のほうですが、小・中学校の教員同士の授業

参観、協議、異校種への出張授業等が実施されております。それから、小・中合同行事、生徒会による中学校説明会等、実態に応じた連携教育の充実が図られました。それから、指定校の研究によりまして、各校の特色を生かした一貫教育の方向性が見えてきたということでございます。この各校の特色を生かした一貫教育というものにつきましては、A3の資料2枚目になりますかと思いますが、上のほうにあります「各校の特色を生かした一貫教育」ということで、モデルごとの地域、児童・生徒の実態に応じたそれぞれの特色ある一貫教育が進行したということでございます。

次に、課題でございますけれども、これから平成20年度に小・中一貫教育実施校の開設に向けて制度を整備していく必要があるということ。それから、カリキュラム開発支援を市教委として支援体制を整えて推進していくということがございます。それから、先ほどの資料で下のほうにありました共通に取り組む一貫教師、本市全体で取り組む小・中一貫ということについてのカリキュラムについて検討していくことが今後の課題でございます。

5番目、今後の予定でございますけれども、平成19年9月から小・中一貫教育実施校設置検討委員会、これは教育委員会を挙げて実施するものでございますけれども、9月から年3回実施していく中で、実施校の開設準備を本格的に始めるということでございます。それから、各地の発表・報告でございますが、全体を通しての報告会は平成20年2月5日に八王子市小・中一貫教育モデル校報告会ということで、この際には18校全校の合同の報告を行っていただきます。それ以外に、11月、1月、2月に、加住小・中、みなみ野小・中、七國小・中がそれぞれこれまでの研究成果を発表させていただく予定でございます。そして、平成20年4月に八王子市としての小・中一貫教育を実施する学校を指定し開設させていただくという予定でございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は終わりました。この件について何か御質問、御意見はございませんか。

齋藤委員 ちょっと私の記憶力が悪いのかもしれませんが、この太字で書かれている8校からのスタートについては、すごくインパクトが強くて覚えているんですね。いよいよこういう形でモデルとして始まっていくんだなと。それからこうやって8地区18校ということになるんですが、たしかこの太字で書かれている8校選出のときに、石川教育長にも質問させていただいて、いろいろと意見の交換があったと思うんですが、手を挙げさせたわけですね。学校長に立候補させたわけですね。それでこの8校をよく覚えているんですが、今回、18校になった、この18校の選出の仕方というのは、どのように選ばれてきたんですか。やはり立候補ですか。

山下指導室指導主事 同様に、昨年2月から3月にかけて、手を挙げていただく学校を募集したということでございます。

齋藤委員 それで私は意見を言わせていただいたと思っているんですけどもね。どうしても古くからのいわゆる駅周辺の地区がないんですね。モデルとして今後のメリット、デメリット

やいろんな問題点をはっきりさせるためには、教育委員会のほうがある程度主導権を持って、ここの地区でちょっとやってもらえないかというように指定していくほうが、私ははっきりしているような気がするんですけどね。もちろん、そのときに石川教育長が、まず校長のやる気ありきだと、校長のやる気が問題なんだと言われた意見は、今でもよく鮮烈に覚えているんですが、当然どの校長だって皆さん前向きにやる気のある校長先生なわけですから、ちょっとこの地区でもやってもらえないかということ、教育委員会のほうからある程度モデル的なものを指定していくということとはできないんですかね。

朴木指導室統括指導主事　まずは学校からの企画提案、学校からのやる気というものを大事にしよう。一方で、やる気のある学校だけで進めるのではなくて、八王子市全体に小・中一貫教育というのを広げていく必要があるだろう。その際に、八王子市の場合には、全市的に画一的に小・中一貫教育を進めることが難しい。その中でモデルを考えていって、そこにはまるどころで企画提案させようというふうにして、どこかのモデルに入るようなことができれば、八王子市全体に広がっていくのではないかとということで、このようなモデルを設定させていただきました。

齋藤委員がおっしゃったようなことは、既に来年うちでやれないかなというようなところが出てきております。こちらもそういう形で働きかけたりしていきたいというふうに思っておりますので、来年度はさらにそういう学校、齋藤委員が言われるような地区から立候補することも期待しているところです。

齋藤委員　私は個人的には賛成なんですけれどもね。いずれ、A3の2枚目のほうにあるように、5つのパターンにすべての小・中学校が当てはまっていくだろうというような提案なわけですね。まだこのほかにも、その6、その7のパターンというのが出てくるんですか。

朴木指導室統括指導主事　まだ出てくると思います。といいますのは、本市の場合には学区が非常に入り組んでおりますし、特に齋藤委員がおっしゃったような市中心部の小・中学校においては、どこと組むのかということから検討していくところが必要な学校もございます。そんなところから、もう少しその部分についてはこちらも研究して、そして、このようなモデルとして示していく。あるいは、こんなモデルで私たちはペアをつくったんだけど、どうだろうかというものをやはり考慮に入れていく必要があるのではないかとというふうに考えております。より八王子市に小・中一貫教育が進める形をとりたいというふうに考えます。

小田原委員長　説明がよくわからないんですけど、モデル校と言っているけど、モデルなんですか。齋藤委員が言うようにモデルの型があるんですか。

朴木指導室統括指導主事　学校と学校の物理的距離という意味でということと、学区がきれいに一小・二中だとか、二小・一中だとか、三小・一中にいかないようなところもあるということで、例えば資料の「モデル5」のようなケースが少し出てくるかもわからないということで、現時点ではこれに大体入るだろうというふうには考えております。さらに連携の仕方が出てくるパターンがあれば、それも一緒に研究したいと思っております。物理的な距離と学区とを絡ませてモデルというように整理いたしました。

小田原委員長 僕が前から小・中一貫について言っているのは、例でいうと、中・高一貫を考えたときに、中・高一貫というのは3つの型があるわけですよ。中等教育学校と、連携型と、併設型、この3つでしょう。小・中の場合にはほとんどが、中・高一貫で言えば連携型であるはずなんですよ。その中に七国だとかの併設型みたいなものがあるわけ。その併設型というのは非常に少ない。小・中一貫の初等・中等教育学校みたいなものは、品川に日野学園ができたくらいだと。実際にはなかなかそういうのは難しい、できていないというのが現実ですね。そういうふう考えたときのモデルというのが、ここのところにあるのかといたら、ないんです。私はそう見ているんですよ。

日本の公立の小・中学校のほとんどは連携型あるいは併設型の一貫校であったはずなのに、まだ、モデルとされている七国にしても松が谷にしても、まず接続ということをテーマにしている。これは一貫ではない。モデルにもならないと思うんです。だから、それはだめだと言っているけど、なかなかそうはいかない。そういう現実なんです。手を挙げてこの程度だから、これを教育委員会がこの地区でこういうふうに来てくれなんていうふうに言ったら、これは非常に無理があるというか、勝手にやってくれみたいな、あるいは教員が逃げ出しちゃうとかいう話になってくるというのを見ているのではないかなというふうに、私はそう理解するんですよ。

しかも、一貫で接続をまだ言っている、あるいは一貫というふうに言っているんだったら、そうしたら何で英語と国語と数学とか、そういうふうに教科を絞るんですか。全部やらなければいけないのに、理科と社会科はどうなったんですか。生活科から中学の理科、社会科へいく、そのところのほうがかむしろ大事だと思われるのに、そのところは全く教科として出てきていない。そういうのはやはり問題があるだろうと思うんです。全部の教科というようにいかない。そういう問題点があれば、このところから出発するしかないのかなと、私はかなり悲観的に見ている。七国のところだって、七国は、出発するときに、もう校長一人でいいのではないかみたいなことを投げかけたのに、まだこういうふうな状況だというのは、これはもう絶望的に近いと思います。だから、齋藤委員の期待は、ちょっと遠いのではないかなという感じがする。別な形で地域運営学校みたいな話が中心にあるわけだから、そこは一つの切り口があるわけだから、絶望と言わなくて、悲観的な部分でとめておいたほうがいいのかという感じはしますけど、いかがですか。

だから、もうちょっと、テーマの設定にしても、大体、今の話を聞いていても、小・中一貫を進める背景と目標というのがあるわけでしょう。そうすると、成果と課題の成果のところ、そこについての成果というのが全然触れられていないというのが、これが寂しいんだよね。それはどうなっちゃったのか。いじめや不登校というのはどうなったんだと。学力の向上という点ではどうなんだと。そういうところが出てこないよね。

石川教育長 去年の発表会でそのへんのところは出てきているのではないの。委員長の言った、不登校が全然なくなったというようなこと。

小田原委員長 成果の発表会の中で、そういう報告というのはあったのではないの。

朴木指導室統括指導主事 はい、ありました。

小田原委員長 ならば、この成果の中にそこを拾わなければ意味がないのではない。「連携した教育活動の充実が図られた。」と言ったって、何を言っているかわからない。まあ、これは、ここにこういう出発があるということをもっとよしとしなければいけない。ここまできたというふうにしなければいけないかな。

朴木指導室統括指導主事 成果のところは十分書けてなくて申しわけなかったと思いますけれども、各学校においては、小・中一貫教育を進めるに当たって、小・中学校の教員同士の指導観の違い、これを埋めるための制度整備あるいは環境整備がすごく大変だという先行事例がございますけれども、それについてはこの1年でかなり解消されました。それから、各学校においてどこから手をつけるのか、どの教科から手をつけるのかといったところについてはかなり明確になってきました。例えば、みなみ野小・中学校が一番最初にありますけれども、この学校では、研究している教科の一貫カリキュラムの試案ができております。また、昨年度から既にペアが決まっている加住小・中学校、みなみ野小・中学校、七国小・中学校における不登校児童・生徒については本市の平均の6分の1の数です。そのような成果も見え始めております。ここには書いておりませんが、上菅分方小学校が、まだペアができておりませんが、新教育システム開発プログラムの中でスクールカウンセラーを配置している学校です。これは小・中一貫を生活指導上の課題あるいは不登校の解消で進めている学校です。ここについても、教員同士の中で組織的に不登校に対して手だてを小・中一貫でやっっていこうというシステムが構築され始めている。そのようなところが、成果の中でうまく書けていなかったというふうに思っています。

齋藤委員 これはきょう当日資料配付でいきなり議論しているわけですがけれども、もちろん前にも出てきた内容ですけれども、やはり小・中一貫のことを話し合うのであるならば、やはり、じっくりと時間をかけて一回話し合う必要があると思うんですね。現場には子どもたちが必ずいるわけですから、必ず子どもたちの教育を行いながらやっっていかなければならないことですから、やるのであるならばしっかりしたものにしていかなければならないわけですよ。資料に今後の予定、平成19年9月から八王子初の小・中一貫教育実施の開設準備を本格的に始めると、そして検討委員会というものを設けるとありますけれども、果たしてどういうメンバーを集めてどういう検討委員会をつくるのかというのは、ちょっと私も見えてこないんですけれども、本格的にやるのであれば、年3回程度の開催ではだめだと思うんですよ。やるのなら、本当に長けた方々の御意見をいろいろと集約して、子どもたちのためになることを、目線を子どもたちのほうへ向けて、しっかりとしたものを行う準備をしていかなければいけないと思うんですね。

そういった面では、これからまた研究発表会等もあるようですし、そこらへんのモデルがどこまで、今、お話があったような具体的な話がこれから聞けていくんだろうというふうに思いますけれども、きょう提出されたこの内容は、ずいぶん前にいただいた資料とそんなに変わっていないというイメージがあっしょうがないんですよ。前の資料が手元がないですからわか

りませんけれども、せっかくこうやって時間を割いてやっている以上、ステップアップしていくという、次の段階のものを見たかったなという感じがします。ぜひ次のときには、いいところ、悪いところがいろいろと出て、次にどういうふうにやっていくのかというところの具体的な前向きな施策案がみたいなという感じがするんですね。

本当に申しわけありませんけれども、ここまでまとめるのにずいぶん御苦労なさっていらっしゃるというのはわかるんですが、そのときにも言ったと思うんですが、どうもこのA3の資料が見にくいんですね。一目で見たときに比べにくいというか、ページ数が、私は裏表でも構いませんけれども、もう少しうまくまとめ方があるような気がするんです。すみません、具体的なことが言えなくて。

小田原委員長 いや、そのとおりですよ。ただ、これは鳥瞰図的にこういうふうになっていまして、テーマと、内容と、組織と、学校名という縦割りの表にすると今のご指摘は解消するんですけど、それをやっても中身が見えないところがあるだろうと思うんですよ。だから、やはり中身の見える形だろうと思います。成果とか課題とか、そこが示されないと、こういうのがただ提出されたというだけになっちゃう。一番刺激的というか、ショッキングというか、そういうのを与えたとすれば、校長は一人になりますよ。どちらかの校長を一人にして、一人は要りませんよというふうに言っちゃうことだろうと思うんですね。でなければ、どちらかのすぐれた校長を統括校長にして、そうでないのは普通の校長ですよというふうに言っちゃって、一つの学校としてやってくださいよというふうにしないと、もっと進まないだろうと思いますよ。

川上委員 先ほど朴木さんがおっしゃった中で、小学校と中学校の先生方の教育観の違いが非常に大変だったとおっしゃいましたけれども、教育観の違いとはどういうことなんですか。

朴木指導室統括指導主事 指導観という申し上げ方をしたかと思いますが、小学校の文化と中学校の文化はかなり違っていて、中学校においてはかなりスピードの速い、あるいは3年間で既に進路の結論を出さなければいけないというような中で日々の教育活動が進んでおります。小学校の中では、6年間、かなり丁寧な形で、学級担任を中心とした、ゆったりとした教育活動を保障している部分がある。そういったところの考え方が一緒になったときに、対立点として出る場合が多くあります。

小田原委員長 それは教育観の違いではないんだな。認識の違いなんだ。だから、例えば中学校の先生方が小学校の教科書を読んでいるかといったら、読んでいない、そこが問題なんです。中学校の先生方は、小学校でどういう内容をやってきたかということ踏まえて中学の授業に入っていくはずなのに、そうではない。指導要領がどうなっているのか、自分の教科の指導要領をちゃんと読んでいるかどうか知りませんが、どうも読んでない気がする。教科書があるからそれに従ってやっているという、そんな印象を受ける。だから、そういうところの問題点が今のような話になる。教育観とか何とかの違いではないですよ。教員としての認識、かなり欠けている部分がそういうふうにあらわれてくるのではないかなと、僕は思います。

私たちは小・中の教科書を全部読んでいるから、こういうふうなことをたぶん中学に受け継

いでいるだろうなと思うんだけど、そうではないんだね。小学校でやってきているはずだみたいなことでやっているかもしれないし、いろいろなところがあるんだけど、何年生でやってきたことをこれから深くやりますよみたいな話ができれば、力がついてくる、一貫の意味が出てくるんだけど。

川上委員 前のときにも申し上げたと思うけれども、教育は一貫であるので、何も一貫教育という名前を出さなくても、こういう試みをあえてしなくても当然であるというふうに思っていたものですから、今の話を聞いているとよくわかります。

小田原委員長 だから、これはこういうふうにはやっていかないといけないだろうなと思いますね。うんと分かれちゃいますからね。

川上委員 よくわかります。

齋藤委員 結論的に言えば、八王子の市教委としては、一貫教育を進めていこうと昨年スタートしているわけですから、何とかこれをうまくというか、上手に進めていく施策をこれからも考えていかなければならないという判断ですよ。一緒に頑張っていくという認識なんではないでしょうか。

小田原委員長 これはまだ自分としても結論が出てないんだけど、小学校と中学校の先生の給料が違うわけですよ。13年以上たつと分かれていくんですね。高等学校もそうですね。だから、そこを一本化しないと、給料でそういうふうになっちゃうのはまずいかなと思うんですけど、そんな感じもする。

石川教育長 そのへんは東京都も考えているようで、今、その検討をしているようですから、そんなに時間がかからずにそういう方向にいくと思いますけど、ただ、4パーセントの問題があるのでね。

小田原委員長 4パーセントもなくしちゃうとどうですか。

石川教育長 それはいろいろ考え方があるんですけども、なかなかそう簡単にはいかないということのようですね。

小田原委員長 でも、残業手当の問題、あるいは部活動を指導する方の問題はまた別途考えていくというふうな形でやっていかないと、いろいろ難しい問題がやはりあると思いますね。

ほかにはいかがですか。では、小・中一貫のほうはよろしいですか。

非常に読ませるようなまとめをしているようでいながら非常に読みにくいというのは、僕も齋藤委員と同じような感想を持ちますので、もうちょっと工夫したものを1枚加えてください。

では、よろしいですか。では、小・中一貫の報告は以上で終わります。

続いて、由木中央小学校の児童数増加に伴う対応について報告願います。

海野学校教育部主幹 由木中央小学校の通学区域の調整に係る調整が整いましたので、結果を御報告いたします。

第7回定例会後の懇談で大まかな説明をさせていただいております。その時点では、1カ所、絹ヶ丘3丁目がまだ調整がついていないということで御報告を申し上げていたんですが、7月29日に絹ヶ丘3丁目の野猿峠自治会というところで説明会を実施しまして、御理解をいただ

きました。これですべての地域で御理解をいただきましたので、この後、正式に通学区域の変更手続を進めていきたいと考えております。9月の定例会後の懇談で報告しまして、その後、議案として上程していくという予定でございます。以上です。

小田原委員長 学区調整担当の報告は終わりました。本件について何か御質疑はございませんか。

齋藤委員 一つ確認させてください。まずは、本当に御苦労さま。調整、大変だったと思います。私も現場に行ったり、そちらのPTAの方々をつながりがあるものですから、いろいろと情報を聞いたりして、いろんな意見を言われる方がいらっしゃるから本当に調整が大変だったと思うんですけれども、結構昔からそこに住まれている方と新しい方とがいる中で本当に御苦労だったと思うんです。前回のときにも、地域のほうの話し合いとしてはうまく調整がとれたという御報告を受けたんですが、それをそのまま受けてよろしいですね。つまり、本当に失礼な質問なんですけれども、私は、現場へ行っているいろんな話を聞いたときに、これだけたくさん意見が出てくると、学区の変更は相当苦労するだろうなと思いましたけれども、現実的には予想より早くまとまったと思うんですね。

海野学校教育部主幹 説明会にお見えになった方の多くが、どちらかという、該当の方というよりは、町会のほうの役員さんなんかを中心だったというのが一つあります。その中で、もともと在籍しているお子さんたちにとっては全く特別な影響がないように、許可区域にするとか、学校を変更する必要がないような弾力的な対応をとったということも、親御さんにとってはそんなに心配しないで済んだところかなというふうには思います。

齋藤委員 19住区は、結局、由木中央小には来ないわけですね。

海野学校教育部主幹 19住区の現在、マンションをつくっているところは指定校を秋葉台小のほうに移しまして、ただ、西山地区に当たる部分は許可区域にしていまして、秋葉台小が指定校なんですけれども、由木中央小を望まれる方は行っても構いませんよ。それは地理的な関係もあって、西山地区のほうはやっぱり秋葉台小はかなり遠い、由木中央小のほうはどうしても近くなるということなので、そこのところは選んでいただくというふうな考え方でおります。ですから、由木中央小のほうに流れてくるお子さんも多少おられるのではないかと考えております。

齋藤委員 非常に強い意見を持たれていた今の現役の子どもたちの保護者の方々が2団体くらいあったのかなというイメージを私は持っているんですけれども、そこにももう説明は済んでいらっしゃるんですか。

海野学校教育部主幹 それは由木中央小の中のということですね。

齋藤委員 はい。

海野学校教育部主幹 由木中央小とは、ことしの1月から検討会を開いて、保護者代表の方と教育委員会のほうのスタッフで何回か検討会を持ってきて学区調整をしていきたいと思いますというふうな話し合いの同意を得て動いておりますので、そういう意味では御了解いただいて、7月10日の時点で御報告を申し上げたというところです。

齋藤委員 わかりました。

小田原委員長 結局、公立小学校の宿命なんだけれども、通学区域を指定するかしないかという、しなければいけないという流れの中で育ってきちゃったところが一つありますね。それから、学校の定数、子どもたちの定員数を定めていないということね。そういうところの問題点があるわけで、私なんかはそういう意味で、いろいろな地域エゴとか、それぞれの家庭の事情とかいろんなことを考慮したときに、通学区域が存在するから、いろいろな問題点が、それぞれの言い分というのが出てくるわけだから、学区は全部取っ払っちゃったほうがいいだろうというふうに思うわけですね。そこで、では、いっぱいになったらどうするんだという話になるから、それはプレハブでどうぞという話になってくると思う。そういう考え方に立たないと、どこかで我慢してもらわなければいけないだろうし、お互いに我慢してもらわなければいけないというところは必要になるだろうということですよ。

まあ、御理解が得られたということですから。でも、理解したつもりはありませんよという話が、また出てくるだろうと思いますよ。そういうふうに言われちゃったら、そんなはずはありませんという話が当然出てきますよ。

ということですが、よろしいですか。

石垣学校教育部長 追加で、もう一つ報告させてください。

小田原委員長 では、もう1件。

天野教育総務課長 急遽申しわけございません。今、お手元にお配りしましたけれども、第一中学校の女子バスケットボール部ですけれども、都大会で初優勝したということで、ここで、関東大会等への出場をしていくということでの御報告でございます。今後、8月9日、明日でございますけれども、栃木県のほうで関東中学校バスケットボール大会に東京都の代表として出場していくということで、御報告でございます。以上でございます。

小田原委員長 東京都代表というのは公私含めてですか。

石川教育長 含めてです。私立の東京成徳とかがずっと強かったんですよ。だから、公立では珍しいのではないですか。快挙だと思いますよ。

小田原委員長 快挙。相手は成徳だったの。

石川教育長 たぶんそうだと思いますけど、ここには書いてないですね。

小田原委員長 公私だと大したものですね。

齋藤委員 顧問が、カリスマ先生ですから。何年いるのかって話ですよ。

小田原委員長 何年くらいなんですか。

石川教育長 もう十三、四年じゃないかな。

小田原委員長 この人は動かすんですか。そういう話はこういうところではできないか。

齋藤委員 私も引かかるのは、我々のころから顧問の桐山先生は有名人ですよ。カリスマ先生ですから。こういう結果が出ますと、学区自由化ですから、バスケットをやりたい子たちは第一中学校に行くと思いますよ。そのときに、この場では言えないでしょうが、桐山先生も一般の先生ですから異動等は当然あるでしょうし、あと何年いらっしゃるのか私もわかりません

けれども、そこらへんは相当フォローしないと、この結果を受けて第一中学校への希望者は増えると思いますね。

小田原委員長　　そういう人事の話はこういうところではできないと思います。

非常にいいお話で、最後の報告はよかったと思います。

事務局のほうからの報告は以上ということですが、委員の皆様の方で何かありますか。

きょうは細野委員がいらっしゃらないんだけれども、細野委員がいらっしゃらないから出さなかったのかもしれませんが、学力向上についての各学校の方策はどうなっているのかといったようなことについては整理できているかどうか。きょうの報告は求めないけれども、それはぜひ次回には、こういうふうなことを考えています、各学校はこう、教育委員会事務局としてはこういうところに取り組んでもらいたいというように考えているとかいうふうなところの方向性はぜひ示していただきたいと思います。

石垣学校教育部長　　その件については次回、9月になりますけれども、そういう機会を設けたいなと思っております。また、もう一つは、選択制の部分も、一回集中審議ということがございますので、そこらへんもまた視野に入れながら委員会を開いていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

小田原委員長　　細野委員がデータを持ち帰っているわけだから、その分析結果が出てきたときに、細野委員のほうではこれだけやっているのに、皆さんのほうは何をやっているんだみたいな話にならないようにしておいていただきたい。

なぜかという、校長先生に会ったときに、どのような方策あるいは方針で臨んでいるのかと伺うと、あまりいい返事が戻ってこないんですよ。私ごときに言ったってしょうがないというふうに思っているのか、そこらへんはわかりませんが、あるいは下手を言うと叱られると思って言わないのか、よくわからないところもありますけれども、あまりいい返事が返ってこない。ということは、ないのかと思わざるを得ない。そこが心配なんですね。だから、非常に深刻に受けとめなければいけないことだというふうに思っておりますので、しかも、今、パワーアップ研修をやっているわけだから、そういうときにそれぞれの先生方がこうやって一生懸命やったら力がついたとかいう話の情報交換をぜひやっていくべき時期なんだよね。あるいは、こういうふうにしてもなかなかいかないけれども、どうしたらいいんだろうという、そういう話を、今、この時期にやっぱりやっていただきたいというように思いますので、ぜひ教育委員会を挙げて、先生方、あるいは校長先生方、学校に働きかけていただきたいと思いません。

齋藤委員　　学力のことについては、次回ということですから、そこで具体的な話がかなりいろいろ出てくると思うんですが、私のほうでも私なりにいろいろと勉強していきながら、また発言させていただきたいと思えますけれども、きょうは時間がかなり押していますので次回でもいいかなと思ったんですけれども、前回、その話の中で、指導室のほうからいろんな案がたくさん出てきたではないですか。その中で、八王子の教育委員会のこの定例会の話というのは、すべて議事録が残ってホームページで公開されています。たくさんの方がいろいろと読まれて

いて、バックにいろんな方がいろんな意見を持たれていると思いますので、何であるときにもっとああいうふうには言えなかったのかなと、家に帰ってからずいぶんいろいろと考えることがあるんですよ。前回のときのことでですから、きょう言おうか、今度学力が出てきたときに言おうかと思ったんですけどもね。

指導室のほうからも出てきた中で、PTAとの連帯の大きさというものがはっきりうたわれていた。その中で私は、小学校PTA連合会に加盟していない学校はちょっと問題ではないか、もう少し組織をしっかりとらせていただきたいという発言をしたときに、小田原委員長、石川教育長が、連合会よりも学校単位でのPTAのほうが大切であって、その単Pを一生懸命やることであって、そこからスタートしなければいけないと言われた御意見に対して、私は明確に発言できなかったような気がするんですよ。

私は、小田原委員長がいつもおっしゃっていらっしゃるように、ただ形だけの意味のないものであるならばないほうがいい、それに全く同感です。そんな中で、八王子の小学校PTA連合会及び中学校PTA連合会は、決して形だけのものではない。単なる親睦団体ではなくて、校長会とも、平成12年度からは教育長との懇談会も、13年度からは市長とも懇談会を行い、一生懸命子どもたちのために活動をおこなっている団体であるということは、ぜひ御理解しておいていただきたいんですよ。そのときの議事録を読まれたときに、がっかりする保護者がいるといけないので、私は、出身母体ですから、そのことをはっきり申し上げておきたい。今の八王子の小学校PTA連合会、中学校PTA連合会は、決して形だけのものではなく、しっかりとした活動をしています。もちろん学校単位でのPTAが大事です。でも、八王子市の連合会は非常に優秀な団体だと私は思っています。

小田原委員長　　そういう任意団体について僕が口出しすべき立場だとは思ってないですよ。親睦団体が悪いなんて言っているわけではないんですが、ただ、連合会を使って教育委員会が何かしようという形はとれない、あるいは今はとるべきではないだろうと。各学校のPTAと、あるいは保護者との連携、これはやらなければならないことだけれどもね。今の齋藤委員の話でいけば、小学校の連合会が機能しているとしたら、全部の小学校にPTAができて、その学校のPTAが連合会に参加していくという流れというのは極めて自然にできるだろうと思うんだけど、そうなっていない現実がある。それは、齋藤委員が教育委員になったときもそうだし、私が教育委員になったときにもそうだった。だから、私としては、PTAを学校の職務として位置づけるべきだという形で入ったんだけど、なかなかそうならない現実があるわけです。八王子独自として、学校の校務分掌の中に職務としてPTA担当というのを考えるべきではないかという話は、そのままになっちゃった。ただ、入学式のところで新しい保護者の皆さんに、PTA活動にしっかり参加して学校と連携をもっていただきたいという挨拶は、教育委員会の挨拶として一言入れてもらっているところがありますから、それはこれからの話だろうと思います。

齋藤委員　　あえて言わせていただいたのは、次回、学力向上という非常に大切な話をしていくわけですが、PTAの活動というものがダイレクトに学力向上につながっていくとは私

も思えないんですね。もっともっと施策は、いろいろと考えていかなければならない問題が山ほどあると思いますけれども、ただ、やはりうまく八王子のPTA連合会というものを組織して行って、そこと協働していくことによって、バックからじわじわと効いていくことは絶対にあると思っているんですよ。だから、大切に考えていただきながら協力していくことを考えていただきたいというふうに思っています。

小田原委員長　学校としては、PTAという前に、子どもの保護者として、あるいは家庭としての認識、自覚を持った保護者あるいは家庭の活動をしてほしいと願う、その先にPTAというのはあるだろうと思うんですよ。そういう考え方というか認識を持たなければいけないのではないかなというふうに私は思っています。その部分、家庭あるいは保護者の働きができないとすれば、学校は、だから家庭がだめなんだからみたいな、そういう話をしてはだめで、その部分を学校は受け持たなければいけない。PTAはそういう部分をどう補っていくかというふうなことで働いていただきたいというふうには思っていますけどね。PTAに参加する保護者・家庭がみんなであれば、それはそれとして非常にいいことだけど、そうでない現実というのがあちこちに見られますから、そこをどういうふうにか、これはお互いに考えなければいけないことだと思います。

ほかにどうですか。いいですか。

石垣学校教育部長　事務局からはございません。

小田原委員長　特にないようでございますので、以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【午後4時16分閉会】